

令和元年12月13日

令和2年2月1日より東京都多摩地区、神奈川県京浜地区及び相模・鎌倉地区、埼玉県、千葉県のタクシー運賃が変わります。

～初乗り距離短縮を伴う運賃改定について～

昨年10月以降、関東運輸局管内においてタクシーの運賃改定要請が行われておりましたが、このうち、東京都多摩地区、神奈川県京浜地区、相模・鎌倉地区、埼玉県A地区・B地区、千葉県A地区・B地区の計7地区について、12月13日付けで新たな運賃を公示しましたのでお知らせします。
今回の運賃の変更により、初乗り距離を短縮しタクシーを短距離でも利用しやすいものとする一方、タクシー運転者の労働条件の改善を図るため、加算運賃については従来より短い距離・時間で加算され、乗車距離によっては従来の運賃より高くなります。

1. 新運賃の概要（普通車上限運賃の場合）

運賃ブロック	運賃改定率	現 行				改 正			
		初乗運賃		加算運賃		初乗運賃		加算運賃	
多摩地区	6.02%	2km	740 円	271 m	90 円	1.2km	500 円	257 m	100 円
京浜地区	8.88%	2km	740 円	288 m	90 円	1.2km	500 円	264 m	100 円
相模・鎌倉地区	8.69%	2km	740 円	288 m	90 円	1.2km	500 円	272 m	100 円
埼玉県A地区	9.06%	2km	740 円	296 m	90 円	1.23km	500 円	261 m	100 円
埼玉県B地区	6.06%	2km	740 円	294 m	90 円	1.47km	620 円	297 m	100 円
千葉県A地区	9.94%	2km	740 円	284 m	90 円	1.27km	500 円	263 m	100 円
千葉県B地区	9.68%	2km	740 円	286 m	90 円	1.27km	500 円	272 m	100 円

※ 各地域の運賃表は、以下のURLで参照できます。

http://www.t.b.m.it.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_jigyokai/si/dat/e/jidounka_1213.pdf

2. 所要増収率の算定根拠 別添のとおり

3. 実施時期：令和2年2月1日(土)

連絡先 関東運輸局自動車交通部 旅客第二課 春原・生田
電話：045-211-7246（直通）・FAX：045-201-8802

（配布先）横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）